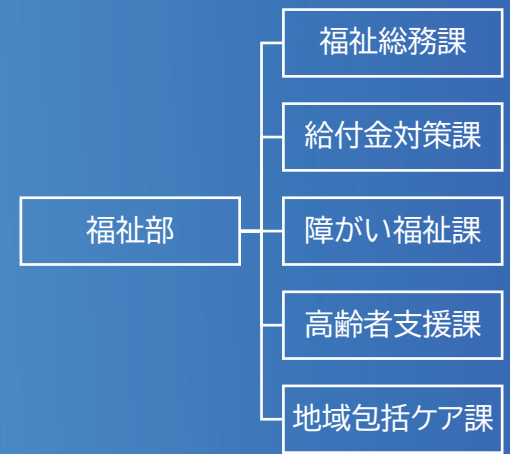


令和7年度 石狩市 組織運営方針

福祉部



部の役割

市民生活のあらゆる場面において、社会福祉の増進に関する業務を行っています。

主な内容としては、

- ・生活困窮者の支援業務(生活保護の業務など)
- ・低所得者等の支援業務(給付金の給付事業など)
- ・障がい者の支援業務(障害者手帳に係る業務など)
- ・高齢者の支援業務(介護保険事業など)

基本方針

誰もが住み慣れた地域において、安心して幸せに暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向け、自助・互助・共助・公助の連携を図り、「地域福祉」の向上を推進する。

重点事業

- ① 生活困窮者自立支援事業の実施(福祉総務課)
- ② 子どもの学習・生活支援事業の実施(福祉総務課)
- ③ 定額減税補足給付金不足額給付事業の実施(給付金対策課)
- ④ 障がい者福祉交通費助成事業の実施(障がい福祉課)
- ⑤ 医療的ケア児レスパイト事業の実施(障がい福祉課)
- ⑥ 医療的ケア児等受入短期入所事業所補助事業の実施(障がい福祉課)
- ⑦ 高齢者保健福祉事業・介護保険事業の実施(高齢者支援課)
- ⑧ 高齢者等安心見守り支援事業の実施(地域包括ケア課)

各重点事業の詳細

① 生活困窮者自立支援事業の実施(福祉総務課)

生活に困窮している人などの自立を包括的かつ継続して支援するため、自立相談、家計改善、就労準備の各支援を行う。

② 子どもの学習・生活支援事業の実施(福祉総務課)

経済的な理由により十分な学習機会を得られない子どものいる世帯に対し、家庭生活支援員による学習支援や生活相談支援等を行う。

③ 定額減税補足給付金不足額給付事業の実施(給付金対策課)

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等の確定に伴い、本来給付すべき額と当初調整給付額との間に差額が生じた人等へ給付を行う。

④ 障がい者福祉交通費助成事業の実施(障がい福祉課)

障がいのある人の社会参加促進や生活圏の拡大を図り、障がいのある人の福祉の増進を目的に、タクシー料金または自動車等燃料費を助成する事業を実施する。

⑤ 医療的ケア児レスパイト事業の実施(障がい福祉課)

医療的ケア児を介護する家族が安心して休んだり外出したりする時間を確保し、介護の負担軽減を図るため、訪問看護師によるレスパイト事業を実施する。

⑥ 医療的ケア児等受入短期入所事業所補助事業の実施(障がい福祉課)

医療的ケア児とその家族が安心して生活できるよう、介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケアを必要とする障がい児及び重症心身障がい児を宿泊で受け入れる短期入所事業所に対し補助金交付事業を実施する。

⑦ 高齢者保健福祉事業・介護保険事業の実施(高齢者支援課)

住み慣れたいしかりで健康で生き活きと安心して暮らすために、医療の疾病予防・重症化予防と介護の生活機能の改善を一体的に取り組む。

⑧ 高齢者等安心見守り支援事業の実施(地域包括ケア課)

独居等高齢者が不安なく暮らせるよう、急な疾病や事故等で意思表示や安否確認ができなくなったときに備え、緊急連絡先や終活情報の登録等を行う。